

事 務 連 絡
平成18年 8 月 1 1 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について
(中国産きくらげ及びその加工品)

平成18年度輸入食品等モニタリング計画については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331006号（最終改正：平成18年8月4日付け食安輸発第0804004号）に基づき実施しているところです。

今般、検疫所のモニタリング検査の結果、中国産裏白木耳において食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、下記の検査項目に係るモニタリング検査の頻度を引き続き50%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

記

1 対象食品
中国産きくらげ及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2 検査項目
残留農薬

(違反事例)

1. 品 名：乾燥裏白木耳
2. 生産国：中国
3. 検査結果：クロルピリホス 0.11ppm（基準：0.01ppm）
4. 検 疫 所：清水検疫所支所（届出受付番号：第52001829680号3欄）
5. 輸 入 者：アサヒ物産 株式会社